

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 更 新 申 請 書

整理	No
更一	—

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 申立人【公表】
住所
氏名又は名称
法人番号又は国籍
(連絡先)
担当者
電話番号
電子メールアドレス【不開示】
受信用 NACCS 利用者コード【不開示】

令和 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

※ 当初申立て年月日【公表】		令和 年 月 日	※ 当初申立書整理No	
※ 認定手続を執るべき税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
※ 輸出差止（積戻し）申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から令和 年 月 日まで ☐ 現在の有効期間満了の日の翌日から4年間		
権利の内容等	※ 権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権		
	※ 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）【公表】	第 号 年 月 日 (年 月 日)		
	※ 権利の存続期間【開示】	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	※ 権利の範囲【公表】			
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】			
※ 委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】				

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
3. 「輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」にレチェックをし又は□を■とし、変更内容が分かる資料を添付してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
5. その他参考となる資料等があれば添付してください。

(規格A 4)